

In brief

A look at current financial reporting issues

10 December 2015

IASB が IFRS 第 4 号「保険契約」を修正する 公開草案を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は、2015 年 12 月、国際財務報告基準 (IFRS) 第 4 号「保険契約」を修正する公開草案を公表しました。これは、保険会社等が IFRS 第 9 号「金融商品」を新たな保険契約基準の適用前に適用することにより生じる会計上の問題に対処するものです。IASB は、影響を受ける企業の財務および業務上の懸念に対処するため、「IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除」および「上書きアプローチ」という 2 つの解決策を提案しています。

IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除

本公開草案は、一定の適格要件を満たす保険会社等に対して、新たな保険契約基準の発効日または 2021 年 1 月 1 日のいずれか先に到来する日まで、IFRS 第 9 号の強制適用を免除 (延期) します。「一時的な免除」は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約の発行が報告企業の大半の活動である企業に対して、当該報告企業のレベルで認められます。要件を満たす報告企業は、金融商品のすべてに対して、国際会計基準 (IAS) 第 39 号「金融商品: 認識及び測定」または IFRS 第 9 号のいずれかを適用することになります。

保険契約の発行が企業の大半の活動かどうかは、免除が存在しなければ IFRS 第 9 号の適用開始が要求されるであろう日における、企業の負債合計に対する IFRS 第 4 号の適用範囲の契約から生じる負債が占める割合に基づいて決まります。本公開草案は、大半の活動の評価に関する定量的な閾値を定めていません。ただし、「結論の根拠」において、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる負債の割合が 75% では「大半の活動」としての適格要件を満たすのに十分ではないことが示されています。

「一時的な免除」を適用する企業は、開示を行うことが要求されます。この開示の一部では、IFRS 第 9 号の分類および測定に基づく要素の評価が要求されます。

上書きアプローチ

本公開草案は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業に対し、IFRS 第 9 号を新たな保険契約基準の適用前に適用することにより生じる追加的な変動性を純損益から消去し、その他の包括利益 (OCI) に認識することを認めています。この修正は、保険業務に関連する項目として指定され、IAS 第 39 号に基づき取得原価、償却原価、または OCI を通じて公正価値で測定されていた金融資産が、IFRS 第 9 号に従い純損益を通じて公正価値で測定される (FVPL) 場合に適用されることとなります。この修正の結果、純損益全体には、これらの資産が IAS 第 39 号に従って会計処理されていたれば認識されていたであろう結果が反映されることとなります。

「上書きアプローチ」を用いる場合、企業は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる契約に関連する金融資産を指定します。企業は、IFRS 第 4 号の範囲に含まれる保険契約以外の活動に関連して保有することが明らかな資産 (例えば、銀行または資産運用活動のために保有される企業集団の金融資産) をこれに含めることはできないでしょう。金融資産と IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約との関係が変化した場合、金融資産の再指定が適切である可能性があります。

「上書きアプローチ」は、IFRS 第9号への移行時において適格な金融資産に遡及的に適用しなければならず、金融資産の公正価値と、IFRS 第9号への移行直前にIAS 第39号に従って決定された当該金融資産の帳簿価額との差異に等しい金額を、OCIの期首残高に対する修正として認識しなければなりません。企業が「上書きアプローチ」の適用を中止する場合、過去の期間における上書き調整によるOCI累積額の残高を、表示されるもっとも古い報告期間の期首利益剰余金に振り替えなければなりません。

「一時的な免除」および「上書きアプローチ」の使用はともに任意であり、適格要件を満たす企業はIFRS 第9号をそのまま適用することもできます。これらの代替的アプローチをIFRS 初度適用企業が適用することは禁じられています。両アプローチともに追加的な開示の要求事項があります。

影響

「一時的な免除」の要件を満たし、かつ免除の使用を選択する企業は、損益計算書の追加的な変動性を回避し、新たな保険契約基準の適用前にIFRS 第9号を適用するコストを削減し、2、3年という短期間で会計処理を複数回変更したことの説明を回避することが可能です。

「一時的な免除(延期)アプローチ」の使用に適格でない企業、またはこれを使用しない企業は、IFRS 第9号の適用から生じる損益計算書の変動性を低減させるために、新たな保険契約基準の発効までの期間において、適格な金融資産に「上書きアプローチ」を適用することができます。

考察

多くの伝統的な保険会社は、大半の活動の要件を満たさないため、一時的な免除に適格でない可能性があります。この主な理由は、約定における投資契約レベル、外部ファイナンスへの依存、デリバティブ負債およびプッタブル非支配持分の負債に関係している可能性があります。

「上書きアプローチ」による場合、保険会社等は適格資産について、IAS 第39号およびIFRS 第9号の両基準に基づく会計記録を保持することを要求されます。

企業集団はIFRS 第9号を適用しているがその子会社の個別財務諸表ではIAS 第39号が適用されている場合で、報告企業レベルでIFRS 第9号の適用の一時的な免除を使用する場合、保険会社である子会社はIAS 第39号とIFRS 第9号の両基準に基づいて財務諸表を作成することを要求されます。さらに、企業集団の会計においてIFRS 第9号の適用の一時的な免除(延期)を使用する適格保険会社の子会社(銀行子会社を含む)は、個別財務諸表においてもIFRS 第9号に基づく報告を行わなければならないでしょう。

次のステップ

コメント募集期限は2016年2月8日です。IASBの再審議および公開草案の最終化の過程で貴社の見解が考慮されるよう、本公開草案に対するコメントの提出を検討すべきでしょう。